

# 年収850万円超 負担増

## 所得税見直し 今月から

今年1月から所得税の仕組みが見直され、高収入の会社員らの負担が増える。「控除」のうち会社員らが対象の「給与所得控除」が縮小されるからだ。一方、すべての納税者が対象の「基礎控除」は手厚くなり、自営業者や近年増えているフリーランスの人の多くが減税となる。

### 自営業・フリー多くは減税

今回の見直しは2018年度の税制改正で決まった。控除は課税対象となる所得を算出する際、収入から一定額を差し引くしくみだ。会社員や公務員には、スーツ代などを仕事にかかると必要経費とみなして差し引く「給与所得控除」がある。収入が高いほど控除額が増え、昨年までは年収1千万円超で年220万円の控除が上限だった。今年からは、これをどの

年収でも一律10万円減らした上、上限を「年収850万円超で年195万円」に下げる。一方で、すべての納税者から一律38万円が合計所得から差し引かれていた「基礎控除」も見直し、年間の合計所得2400万円以下の場合は10万円増やして、一律48万円差し引くことになった。

この結果、年収850万円以下の会社員の税負担は昨年と変わらないが、それ

より年収が多いと増税となる。年収900万円で年1・5万円、1千万円で4・5万円の負担増だ。会社員や公務員の約4%にあたる約230万人が増税対象。ただし、22歳以下の子どもがいる人や介護が必要な障害のある家族のいる人は負担が増えないようにする。

IT関連の技術を生かすなどフリーランスとして企業に属さず仕事をする人が増えている。こうした人と、給与所得控除を受けている人との格差を是正するねらいがある。

また、1月からは年金受給者向けの「公的年金等控除」も見直し、収入が多い年金受給者の高齢者も負担が増える。

昨年までは収入が高くなると控除額も上限なく増える仕組みだったが、今年からは基礎控除が10万円増える分、一律で10万円減らしたうえで、年金収入が年1千万円を超える人の控除額に年195万5千円の上限を設ける。約3千人が増税対象となる。年金以外の年間所得が1千万円を超える人は控除額を一律10万円、2千万円を超える人は同様に20万円引き下げる。こちらは約20万人が増税対象だ。(岩泉浩志)

#### 所得税の見直しの内容

##### 会社員や公務員

(子育てや家族に障害者のいる世帯を除く)

年間の給与収入850万円超 → **増税**

フリーランスや自営業の人

年間の所得2400万円以下 → **減税**

2400万円超 → **増税**

年金受給者

年金収入1000万円超 → **増税**

年金以外の所得1000万円超 → **増税**

年間の給与収入	年間の負担増額
850万円以下	なし
900万円	1.5万円
950万円	3万円
1000万円	4.5万円
1500万円	6.5万円
2000万円	6.5万円
3000万円	31万円
5000万円	34.2万円
...	...

3000万円以上は基礎控除の段階的な縮小や廃止の影響を含む